

東京都公報

発行
東京都

目次

17

規則

訓令

- 東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部調査課）…一
- 東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…五
- 東京都技監設置規程の一部改正……………（総務局人事部調査課）…六
- 東京都の標準的な職を定める規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都都税事務所処務規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都都税総合事務所処務規程の一部改正……………（同）…七
- 東京都西多摩福祉事務所処務規程の一部改正……………（同）…七
- 東京都児童相談所処務規程の一部改正……………（同）…七
- 東京都児童相談センター処務規程の一部改正……………（同）…七
- 東京都女性相談センター処務規程の一部改正……………（同）…八
- 東京都立職業能力開発センター処務規程の一部改正……………（同）…八
- 東京都保健所処務規程の一部改正……………（同）…九
- 東京都監察医務院処務規程の一部改正……………（同）…九
- 東京都農業振興事務所処務規程の一部改正……………（同）…九
- 東京都市街地整備事務所処務規程の一部改正……………（同）…一〇
- 東京都多摩ニュータウン整備事務所処務規程の一部改正……………（同）…一〇
- 東京都多摩建築指導事務所処務規程の一部改正……………（同）…一〇

規則

- 東京都住宅政策本部処務規程の一部改正……………（同）…二
- 東京都土木技術支援・人材育成センター処務規程の一部改正……………（同）…二
- 東京都建設事務所処務規程の一部改正……………（同）…二
- 東京都江東治水事務所処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都公園緑地事務所処務規程の一部改正……………（同）…三

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四十号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表スタートアップ・国際金融都市戦略室の部戦略推進部の項中「戦略企画課」を「戦略企画課」に改め、同項の次に次のように加える。

企画課
「スタートアップ推進課」

イノベーション推進部

イノベーション戦略課

スタートアップ推進課

第八条第一項の表総務局の部人事部の項中「制度企画課」を「制度企画課 職員事務課」に改め、

同部総合防災部の項中「防災管理課」を「防災管理課 防災戦略課」に改め、同表デジタルサ-

ビス局の部戦略部の項を次のように改める。

デジタル戦略部

デジタル戦略課

デジタル手続推進課

区市町村DX協働課

DX推進課

デジタル改革課

第八条第一項の表デジタルサービス局の部デジタル基盤整備部の項を次のように改める。

デジタル基盤部

デジタル基盤課

デジタル基盤運用課

第八条第一項の表生活文化スポーツ局の部国際スポーツ事業部の項中「国際大会課」

「国際大会課

を 大会総合調整課 に改め、同表都市整備局の部市街地整備部の項中 「再開発課 大会事業推進課」

「再開発課」を「再開発課」に改め、同部市街地建築部の項の次に次のように加える。

多摩まちづくり政策部

多摩まちづくり推進課

多摩ニュータウン課

第八条第一項の表建設局の部用地部の項中「調整課」を 「調整課 機動取得推進課」 に改める。

第十九条の三（見出しを含む。）中「の部及び各課」を「各部課」に改め、同条の表戦略推進部の部戦略企画課の項第十三号中「企画、立案及び」を削り、同項第十四号中「こと」の下に「（他の部に属するものを除く。）」を加え、同項第十六号中「他の」の下に「部及び」を加え、同部スタートアップ推進課の項を削り、同部戦略事業推進課の項に次の一号を加える。

四 海外プロモーションに係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

第十九条の三の表戦略推進部の項の次に次のように加える。

イノベーション推進部

イノベーション戦略課

一 スタートアップ政策その他のイノベーション創出に向けた各種政策（以下

「スタートアップ政策等」という。）に係る施策の企画及び調整に関すること。

二 スタートアップ政策等に係る情報の収集、調査、分析等に関すること。

三 部内他の課に属しないこと。

スタートアップ推進課

一 スタートアップに係る施策の推進に関すること。

二 スタートアップ施策関連経費の把握及び分析に関すること。

第二十条の表人事部の部人事課の項第三号中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改め、同部職員支援課の項第十号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「健康保険、介護保険、厚生年金保険及び雇用保険」を「社会保険」に改め、同部制度企画課の項第七号を削り、同項の次に次のように加える。

職員事務課

一 総務事務センターの運営に関すること。

二 オフィスサポートセンターの運営に関すること。

三 都における障害者雇用の促進に関すること（他の局及び課に属するものを除く。）。

第二十条の表総合防災部の部防災管理課の項中第四号から第八号までを削り、第九号中「その他の防災事業の推進」及び「（他の局に属するものを除く。）」を削り、同号を第四号とし、第十号を削り、第十一号を第五号とし、第十二号を第六号とし、第十三号を第七号とし、第十四号を削り、第十五号を第八号とし、同項の次に次のように加える。

防災戦略課

一 戦略的な災害対応の総合調整に関すること。

二 防災訓練に関すること（他の課に属するものを除く。）。

三 危機管理体制の検証等に関すること。

四 防災機関との連携に関すること（他の課に属するものを除く。）。

五 危機管理に係る情報の収集、調査、分析等に関すること（他の課に属するものを除く。）。

六 防災事業の推進に関すること（他の局及び課に属するものを除く。）。

七 消防及び消防訓練所に関する事。

八 防災設備に係る助成等に関する事。

第二十条の表総合防災部の部防災対策課の項第五号中「の設置及び運営」を削り、同項第十二号を第十五号とし、第九号から第十一号までを三号ずつ繰り下げ、第八号中「こと」の下に「（他の課に属するものを除く。）」を加え、同号を第十一号とし、第七号中「防災訓練」を「災害応急対策に従事する職員の技能習熟」に改め、同号を第十号とし、第六号中「の設置及び運営」を削り、同号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定に関する事。

第二十条の表総合防災部の部防災対策課の項第五号の次に次の二号を加える。

六 国民保護協議会に関する事。

七 国民保護計画の策定に関する事。

第二十一条の二の表総務部の部デジタル人材戦略課の項第一号中「デジタル人材」を「都のデジタル人材」に改め、同項に次の一号を加える。

三 都内のデジタル人材の育成等に関する事（他の局及び部に属するものを除く。）。

第二十一条の二の表戦略部の部中「戦略部」を「デジタル戦略部」に改め、同部戦略課の項中「戦略課」を「デジタル戦略課」に改め、同項第一号中「基本的計画」を「戦略等」に改め、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、同項の次に次のように加える。

デジタル手続推進課

一 行政手続等に係るデジタル化の推進に関する事。

二 行政手続に係る企画及び指導に関する事。

三 前二号に掲げるものに係る国等との連絡調整及び情報収集に関する事。

第二十一条の二の表戦略部の部デジタル推進課の項中「デジタル推進課」を「DX推進課」に改め、同項第三号中「調整」を「指導・助言及び協働」に改め、同表デジタルサービス推進部の部デジタルサービス推進課の項第四号中「デジタルバйд対策」を「デジタル共生社会の推進」に改め、同部つながらる東京推進課の項第二号中「等設置に

係るワンストップ窓口及びアセットの開放」を「、公衆無線LANサービスの充実等つながらる東京の推進」に改め、同表デジタル基盤整備部の部中「デジタル基盤整備部」を「デジタル基盤部」に改め、同部情報システム企画課の項中「情報システム企画課」を「デジタル基盤課」に改め、同項第一号中「ICTの活用、運用管理等に係る」を「共通基盤サービスの」に、「局」を「部及び課」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同部情報システム運用課の項中「情報システム運用課」を「デジタル基盤運用課」に改め、同項第一号中「共通基盤システム」を「共通基盤サービス」に、「企画調整」を「調整」に改め、「こと」の下に「（他の部及び課に属するものを除く。）」を加え、同項第三号を削り、同項第二号中「データ通信ネットワークの整備計画」を「共通基盤サービスに係るネットワークの整備」に、「局」を「課」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 共通基盤サービスに係る共同調達の調整に関する事。

第二十二条の表総務部の部総務課の項第五号中「事務運営計画及び調定収入計画の策定及び」を「主要計画の」に改め、同表課税部の部計画課の項第一号中「をいう。」の下に「、地方消費税」を加え、「事務運営計画及び調定収入計画」を「主要計画」に改め、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、同部課税指導課の項に次の一号を加える。

四 森林環境税に係る国への報告及び払込みに関する事。

第二十二条の表資産税部の部計画課の項第一号中「事務運営計画及び調定収入計画」を「主要計画」に改め、同表徴収部の部計画課の項第一号中「都税等に係る滞納整理事務運営計画及び納期限後の都税等に係る調定収入計画」を「都税等の滞納整理に係る主要計画」に改める。

第二十三条の表国際スポーツ事業部の部国際大会課の項の次に次のように加える。

大会総合調整課

一 東京二〇二五世界陸上競技選手権大会、第二十五回夏季デフリンピック競技大会 東京二〇二五（以下この条において「両大会」という。）その他国際スポーツ大会の開催支援等に係る総合調整に関する事（他の課に属するものを除く。）。

大会事業推進課

一 両大会の開催気運醸成等の関連事業に関すること（他の課に属するものを除く。）。

二 両大会の開催支援等に係る区市町村等との連絡調整に関すること（他の課に属するものを除く。）。

三 ユニバーサルコミュニケーションの促進に関すること（他の局に属するものを除く。）。

第二十三条の表国際スポーツ事業部の部事業調整第一課の項第一号中「世界陸上競技選手権大会」を「東京二〇二五世界陸上競技選手権大会」に改め、同部事業調整第二課の項第一号中「デフリンピック」を「第二十五回夏季デフリンピック競技大会 東京二〇二五」に改める。

第二十四条の表都市づくり政策部の部開発企画課の項第一号及び第二号中「こと」の下に「（他の部に属するものを除く。）」を加え、同項第三号中「局」の下に「及び部」を加え、同表市街地整備部の部管理課の項第十三号中「及び多摩ニュータウン整備事務所」を削り、同部企画課の項に次の一号を加える。

十一 局建設事業に関連する公園整備事業の企画、調査及び調整に関すること（他の局に属するものを除く。）。

第二十四条の表市街地整備部の部画整理課の項第一号及び第二号中「課」を「部」に改め、同項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、同部多摩ニュータウン課の項を削り、同表市街地建築部の部建築企画課の項第二十二号及び同部建築指導課の項第十四号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表市街地建築部の項の次に次のように加える。

多摩まちづくり政策部

多摩まちづくり推進課

一 多摩地域における市街地の開発、整備及び保全に関する企画、調査及び調整に関すること。

二 多摩地域における地域整備に関する計画の企画、調査及び調整に関すること。

三 多摩地域における基地跡地、政府機関移転跡地等の利用計画に関すること。

四 多摩ニュータウン地区のまちづくりに関する計画等の企画、調査及び調整に関すること。

五 多摩ニュータウン整備事務所に関すること。

六 部内他の課に属しないこと。

多摩ニュータウン課

一 多摩ニュータウン地区における宅地販売事業の推進及び新住宅市街地開発事業に係る調整に関すること。

二 坂浜平尾土地画整理事業の調整に関すること。

三 課所管事業に係る事業用地及び保留地の処分、管理及び有効活用促進に関すること。

四 課所管事業に係る事業用地及び保留地等の評価に関すること。

五 課所管事業に係る宅地整備等の計画及び実施に関すること。

六 課所管事業に係る公共施設の引継ぎに関すること。

七 課所管の土地画整理事業に係る清算金の徴収及び交付に関すること。

八 多摩ニュータウン地区のまちづくりに関する計画等に基づく事業推進に関すること。

第二十六条の表指導監査部の部指導第一課の項第三号中「指定介護療養型医療施設」を削り、同項に次の二号を加える。

十 保護施設及び宿泊所等の指導検査に関すること。

十一 保護施設及び宿泊所等を経営する社会福祉法人等の指導検査に関すること。

第二十六条の表指導監査部の部指導第二課の項第一号及び第二号中「保護施設、宿泊所、」を削り、「、婦人保護施設」を「及び女性自立支援施設」に改め、同表生活福祉部の部企画課の項第二号中「こと」の下に「（他の局及び部に属するものを除く。）」を加え、同表子供・子育て支援部の部育成支援課の項第八号中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改め、同表高齢者施策推進部の部介護保険課の項第六号中「及び指定介護療養型医療施設」を削る。

第二十六条の二の表健康安全部の部食品監視課の項第五号中「乳及び乳製品の成分規格」

格等に関する省令」を「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」に改め、同部業務課の項第五号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同表感染症対策部の部調査・分析課の項第一号中「東京都新型コロナウイルス感染症医療体制戦略ボード」を「東京都感染症医療体制戦略ボード」に改める。

第二十八条の表用地部の部用地課の項第四号及び第五号並びに同部調整課の項第五号を削り、同項の次に次のように加える。

機動取得推進課

- 一局事業用地のうち特に重要な事業用地の取得及びこれに伴う物件の移転その他の損失補償に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- 前号の事務に係る土地、借地権等の評価及び損失補償の額の算定に関すること。

- 三 局事業に係る土地の収用に関すること。

別表三 五の部(一)の項中「東京都女性相談センター」を「東京都女性相談支援センター」に、「緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性及びその者の監護する児童の相談、指導」を「困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族の支援」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同表七の部(一)の項中

「東京都立中央・城北 文京区後楽一丁目九番五号

職業能力開発センタ

を

「東京都立中央・城北 文京区後楽一丁目九番五号

職業能力開発センタ

に

同じごとセンター校 千代田区飯田橋三丁目十番三号

改め、同表八の部(一)の項中「中野区中野四丁目八番一号」を「中野区中野四丁目十一番十九号」に改め、同部(二)の項中「並びに土木職員及び建設局内技術職員に係る人材育成に関する事務」を削る。

別表四 八の部同 多摩児童相談所の項の次に次のように加える。

同 練馬児童相談 練馬区豊玉北五丁目二十八番三号

別表四 十の部同中央農業改良普及センターの項を次のように改める。

同区部農業改良普及センター 江戸川区鹿骨一丁目十五番二十二号

別表四 十の部同南多摩農業改良普及センターの項の次に次のように加える。

同北多摩農業改良 小平市花小金井一丁目六番二十号
普及センター

附則

- この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十六条の二の表健康安全全部の部業務課の項第五号の改正規定 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日

二 別表三 八の部(一)の項の改正規定 令和六年五月七日

三 別表四同 多摩児童相談所の項の次に次のように加える改正規定 令和六年六月一日

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第二項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の東京都組織規程第二十条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四十一号

東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則

東京消防庁の組織等に関する規則（昭和三十八年東京都規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「分析鑑定担当課長を」の下に「、総務部に新本部庁舎建設担当課長

を、人事部に採用担当課長を」を加える。

第十二条第一項の表中「三二六人」を「三二八人」に、「一七、八二七人」を「二七、九一四人」に、「一八、二六二人」を「一八、三五一人」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

訓 令

●東京都訓令第五号

総 務 局

東京都技監設置規程（平成四年東京都訓令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

前行署名中「総務局」を「政策企画局
総 務 局」に改める。

第一条中「技監」を「東京都技監」に改める。

第二条の見出し中「技監」を「東京都技監」に改め、同条中「総務局」を「政策企画局」に、「技監」を「東京都技監」に改める。

第三条を削る。

第四条（見出しを含む。）中「技監」を「東京都技監」に改め、同条を第三条とする。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都訓令第六号

庁 中 一 般
支 業 所
事 業 所
収 用 委 員 会 事 務 局

労働委員会事務局

東京都の標準的な職を定める規程（平成二十八年東京都訓令第六十一号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

第二条第一項の表一の部三の項中「女性相談センター、」を「女性相談支援センター、」に、「及び多摩児童相談所」を「多摩児童相談所及び練馬児童相談所」に、「女性相談センター多摩支所」を「女性相談支援センター多摩支所」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、「及び多摩児童相談所」を「多摩児童相談所及び練馬児童相談所」に改める部分は、同年六月一日から施行する。

●東京都訓令第七号

総 務 局
財 務 局
主 税 局
都 税 務 所

東京都税事務所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

第三条第一項の表総務課の項第一号、同条第二項の表総務課の項第一号、同条第三項の表総務課の項第一号及び同条第四項の表総務課の項第一号中「事務運営計画及び都税等の調定収入計画の策定及び」を「主要計画及び調定収入に係る」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都訓令第八号

総務局
財務局
主税局
都税総合事務センター

東京都都税総合事務センター処務規程（平成十九年東京都訓令第七号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第三条の表総務課の項第一号中「事務運営計画並びに自動車税の調定収入計画の策定及び」を「主要計画及び自動車税の調定収入に係る」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都訓令第九号

総務局
財務局
福祉局
西多摩福祉事務所

東京都西多摩福祉事務所処務規程（昭和四十六年東京都訓令甲第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第一条第一号中「及び生活困窮者自立支援法」を「、生活困窮者自立支援法」に改め、「平成二十五年法律第百五号」の下に「及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）」を加える。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十号

総務局
財務局
福祉局
児童相談センター

（児童相談センターを除く。）

東京都児童相談所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第三十九号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七条第二項、第十一条第二項並びに第十二条第二項及び第四項中「及び多摩児童相談所」を「、多摩児童相談所及び練馬児童相談所」に改める。

附則

この訓令は、令和六年六月一日から施行する。

●東京都訓令第十一号

総務局
財務局
福祉局
児童相談センター

東京都児童相談センター処務規程（昭和五十年東京都訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第三条の表事業課の項中第十二号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。
十二 特別区立の児童相談所への助言及び特別区立の児童相談所との連携に関する

こと。

十三 区市町村（特別区立の児童相談所を設置する区を除く。）における児童相談業務への助言及び援助に関すること。

第三条の表治療指導課の項に次の二号を加える。

三 医療機関との連携に関すること。

四 他の児童相談所及び児童福祉関係機関等への医学的、心理学的、教育学的及び社会的診断・判定並びに治療・指導に関する助言及び援助に関すること。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十二号

総務局 財務局 福祉局 女性相談センター

東京都女性相談センター処務規程（昭和三十二年東京都訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

前行署名中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改める。

題名を次のように改める。

東京都女性相談支援センター処務規程

第一条中「東京都女性相談センター」を「東京都女性相談支援センター」に、「東京都女性相談センター条例」を「東京都女性相談支援センター条例」に、「緊急の保護又は自立のための援助を必要とする」を「困難な問題を抱える」に、「者の監護する児童」を「同伴する家族」に改め、同条第二号中「生活」を削り、同条第四号を削り、同条第三号中「、心理学的及び職能的判定並びに指導」を「又は心理学的な援助その他の必要な援助」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 安全の確保及び一時保護に関すること。

第一条第八号を削り、同条第七号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助に関すること。

第十一条第二号中「生活」を削り、同条第四号を削り、同条第三号中「、心理学的及び職能的判定並びに指導」を「又は心理学的な援助その他の必要な援助」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 安全の確保及び一時保護に関すること。

第十一条第六号を削り、同条第五号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助に関すること。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十三号

総務局 財務局 産業局 職業能力開発センター

東京都立職業能力開発センター処務規程（平成十九年東京都訓令第三十七号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

第十二条第一項の表中「高年齢者校」を「しごとセンター校」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十四号

総務局	財務局	保健医療所	保健局	保健所
-----	-----	-------	-----	-----

東京都保健所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第四十九号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第二条第二項の表中「企画調整課」を「管理課
市町村連携課」に改める。

第三条第一項の表企画調整課の項中「企画調整課」を「管理課」に改め、同項中第四号から第八号までを削り、第九号を第四号とし、第十号を第五号とし、第十一号を第六号とし、第十二号を削り、第十三号を第七号とし、第十四号を削り、第十五号を第八号とし、同項の次に次のように加える。

市町村連携課

- 一 地域保健医療に関する計画の企画及び推進に関すること。
- 二 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。
- 三 人口動態統計その他地域保健に係る統計及び調査に関すること。
- 四 市町村その他関係機関との連絡調整に関すること。
- 五 地域保健医療に係る人材育成に関すること。
- 六 健康危機管理に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 七 健康増進に関すること（他の課に属するものを除く。）。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十五号

総務局	財務局	保健医療局	監察医務院
-----	-----	-------	-------

東京都監察医務院処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第五十八号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

附則中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十六号

総務局	財務局	産業労働局	農業振興事務所
-----	-----	-------	---------

東京都農業振興事務所処務規程（平成十六年東京都訓令第四十八号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第十二条第一項の表中「中央農業改良普及センター」を「区部農業改良普及センター」に、「南多摩農業改良普及センター」を「南多摩農業改良普及センター
北多摩農業改良普及センター」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十七号

総務局
財務局
都市整備局
市街地整備事務所

東京都市街地整備事務所処務規程（平成二十七年東京都訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第一条中「これに関連する街路整備事業（建設事務所に属するものを除く。以下同じ。）」を削り、「街路整備事業の」を「街路整備事業等（建設事務所及び公園緑地事務所に属するものを除く。以下同じ。）の」に改める。

第二条第一項の表中 「工事課
選手村跡地整備課」 を「工事課」に改め、同条第二項の表中

「工事課」を 「工事課
新宿駅直近地区整備課」 に改める。

第三条の表事業課の項第一号及び第三号中「（他の課に属するものを除く。）」を削り、同項第二十二号及び第二十三号中「街路整備事業」の下に「等」を加え、同項に次の一号を加える。

二十五 局建設事業に関連する公園整備事業の施行及びまちづくり相談に関するこ
と（第二市街地整備事務所に限る。）。

第三条の表選手村跡地整備課の項を次のように改める。

新宿駅直近地区整備課

一 新宿駅直近地区における事業に伴う諸工事の調査、測量及び設計並びにこれらの工事の施行及び監督に関すること。

二 前号の工事の清算に関すること。

三 新宿駅直近地区における上下水道、軌道、ガスパ、電らん、電柱等の整理及びこれに伴う損失補償に関すること。

四 新宿駅直近地区における公共施設の引継ぎ並びに引継ぎ前の公共施設の維持及び修繕に関すること。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十八号

総務局
財務局
都市整備局
多摩ニュータウン整備事務所

東京都多摩ニュータウン整備事務所処務規程（平成十六年東京都訓令第六十号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第三条第三項中「都市整備局市街地整備部所属職員」を「都市整備局多摩まちづくり政策部所属職員」に、「都市整備局市街地整備部長」を「都市整備局多摩まちづくり政策部長」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十九号

総務局
財務局
都市整備局
多摩建築指導事務所

東京都多摩建築指導事務所処務規程（昭和四十六年東京都訓令甲第百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

第三条の表開発指導第一課の項第二号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同表開発指導第二課の項第二号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同表建築指導第一課の項第二十号、同表建築指導第二課の項第十九号及び同表建築指導第三課の項第十九号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十号

総務局
財務局
都市整備局
住宅政策本部

東京都住宅政策本部処務規程（平成三十一年東京都訓令第四十二号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

第四条第三項中「、住宅戦略担当課長」を削り、「民間住宅部に」の下に「住宅市場担当課長、」を、「脱炭素化推進担当課長」の下に「子育て支援住宅担当課長」を加える。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十一号

総務局

財務局
建設局
土木技術支援・人材育成センター

東京都土木技術支援・人材育成センター処務規程（平成二十一年東京都訓令第三十七号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

第一条中「次の」を「土木技術に係る支援及び相談並びにこれらに必要な調査及び開発に関する」に改め、同条各号を削る。

第三条中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号から第十九号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二十号中「第十四号」を「第十二号」に改め、同条を同条第十八号とする。

第七条第四号中「義務付けられているもの」の下に「及び局長が所長の決定によることが適当であると認めたもの」を加える。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十二号

総務局
財務局
建設局
建設事務所

東京都建設事務所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第九十四号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

第二条第二項中「第二建設事務所、第四建設事務所及び」を削り、同条第三項中「第三建設事務所」を「第二建設事務所、第三建設事務所、第四建設事務所」に改める。

第三条第二項中「第二建設事務所、第四建設事務所及び」を削り、同項の表管理課の項第五号中「（北多摩北部建設事務所に限る。）」を削り、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表工事第一課の項第三号中「（北多摩北部建設事務所に限る。）」を削り、同条第三項中「第三建設事務所」を「第二建設事務所、第三建設事務所及び第四建設事務所」に改め、同項の表管理課の項第六号中「こと」の下に「（第二建設事務所を除く。）」を加える。

第四条第二項中「環二工事担当課長」を削り、「南多摩尾根幹線工事担当課長」の下に「道路モノレール工事担当課長」を加える。

第五条第二項中「環二工事担当課長及び」を削り、「南多摩尾根幹線工事担当課長」の下に「及び道路モノレール工事担当課長」を加える。

第七条第四号中「義務付けられているもの」の下に「及び局長が所長の決定によることが適当であると認めたもの」を加える。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十三号

総務局 財務局 建設局 江東治水事務所

東京都江東治水事務所処務規程（昭和三十三年東京都訓令甲第三十八号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

第七条第四号中「義務付けられているもの」の下に「及び局長が所長の決定によることが適当であると認めたもの」を加える。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十四号

総務局 財務局 建設局 公園緑地事務所

東京都公園緑地事務所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第九十六号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

第七条第四号中「義務付けられているもの」の下に「及び局長が所長の決定によることが適当であると認めたもの」を加える。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。